

第2章 男女共同参画の現況

1 国・石川県・白山市の動向

1 国の動向

国においては、1975年（昭和50年）国際婦人年世界女性会議での「世界行動計画」の採択を受け、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」を策定しました。これ以降、我が国では、世界女性会議などの採択内容に応じて、男女平等に関する取組を進めてきました。

1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約」を批准し、1996年（平成8年）には、男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえて、「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

さらに、1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）を制定しました。基本法では、男女共同参画社会の形成を定義し、社会のあらゆる分野における取組を総合的に推進することとしています。

2001年（平成13年）には、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。

近年では、2015年（平成27年）9月に、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されるなど、女性の活躍推進に関する動きが加速化しています。

また、基本法成立以降、男女共同参画基本計画の策定及び推進を通じて各種取組を実施しており、2015年（平成27年）12月には今後10年間の「基本的な考え方」並びに今後5年間を見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。第4次男女共同参画基本計画では、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を計画全体にわたる横断的視点として位置付け、男女がともに暮らしやすい社会を実現する施策を充実しています。

2 石川県の動向

石川県では、1999年（平成11年）に制定された「男女共同参画基本法」を踏まえ、2001年（平成13年）に「石川県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会を実現するための基本理念や、県、事業者の責務を設定しました。また、同年、男女共同参画社会形成のための施策を推進することを目的に「いしかわ男女共同参画プラン2001」を策定し、男女共同参画社会の実現を推進する施策の基本事項を定めました。

2005年（平成17年）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正施行を受け、「配偶者暴力及び被害者保護に関する基本計画」を策定しました。

2011年（平成23年）には、新たに2020年度（平成32年度）を目標とした「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定し、石川がめざす男女共同参画社会を「男女が共に築く 活力ある石川 - 3つのCの実現-」と定めました。

2016年（平成28年）、国が策定した「第4次男女共同参画基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を勘案し、「いしかわ男女共同参画プラン2011 改定版」の策定を行い、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画としても位置付けました。この改定では、「働く女性の活躍推進」、「地域での男女共同参画の推進」、「女性に対する暴力の根絶」を強化ポイントとして掲げ、一層の施策の推進に取り組むことにしています。また、「配偶者暴力及び被害者保護に関する基本計画 改定版」の策定も行い、配偶者からの暴力防止と被害者保護のための取組を強化することとしています。

3 白山市の動向

白山市では、2005年（平成17年）、男女共同参画社会の形成を推進するため、市民生活部に男女共同参画室を設置しました。

2007年（平成19年）、国の「第2次男女共同参画基本計画」の策定及び石川県の「いしかわ男女共同参画プラン2001」の策定を受け、「男女共同参画行動計画 白山21」を策定しました。

また、2008年（平成20年）には、「白山市男女共同参画推進条例」を施行し、市の男女共同参画を推進するための基本理念として（1）家庭生活における活動と他の活動の両立（2）社会における制度又は慣行についての配慮（3）政策等の立案及び決定への共同参画（4）男女の人権の尊重（5）国際社会との連携及び協調と定め、男女共同参画社会の実現を目指しています。

2012年（平成24年）、「男女共同参画行動計画 白山21」の改定を行ったほか、配偶者からの暴力（以下「DV」（ドメスティック・バイオレンス）という。）に対応するため、「人権侵害のない安心して暮らせる社会の実現をめざして」を基本理念とする「白山市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定し、国、石川県及び関係機関との連携による一体的な施策の推進を図ることとしました。

さらに、同年12月20日には、男女共同参画社会づくりに対する機運を広く醸成し、男女共同参画社会を実現する施策をより一層推進することを目的に「白山市男女共同参画都市宣言」を行うなど、さまざまな施策を展開しています。

2 統計からみる現状

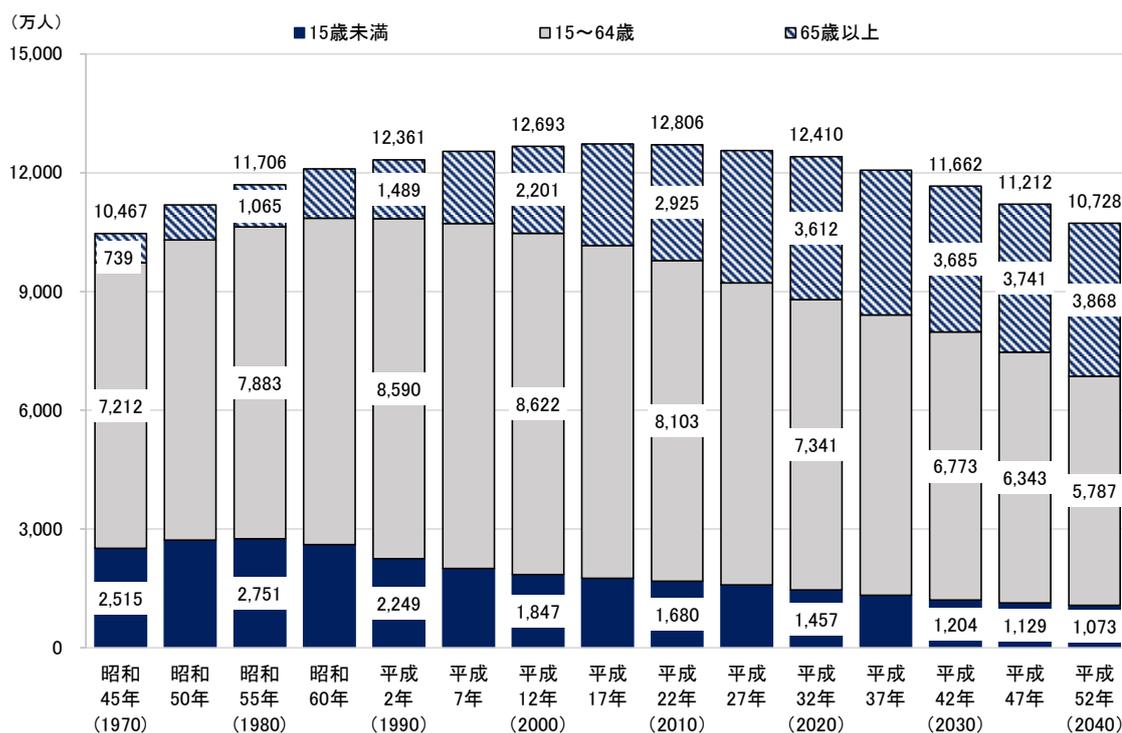
1 少子高齢化の進行と人口減少社会への突入

昭和45年以降の国の人口の変化（図表1）をみると、15歳未満の年少人口が減少するとともに、65歳以上の老年人口が増加し続けており、合計特殊出生率が低下（図表2）している中、急速な人口減少が進行しています。

白山市の人口は、昭和45年を境に急増し、平成12年以降緩やかな増加ののち、平成22年をピークとして減少（図表3）に転じています。また、65歳以上の老年人口の割合は着実に増加（図表4）しており、今後本市においても少子高齢化社会が進行することがうかがえます。

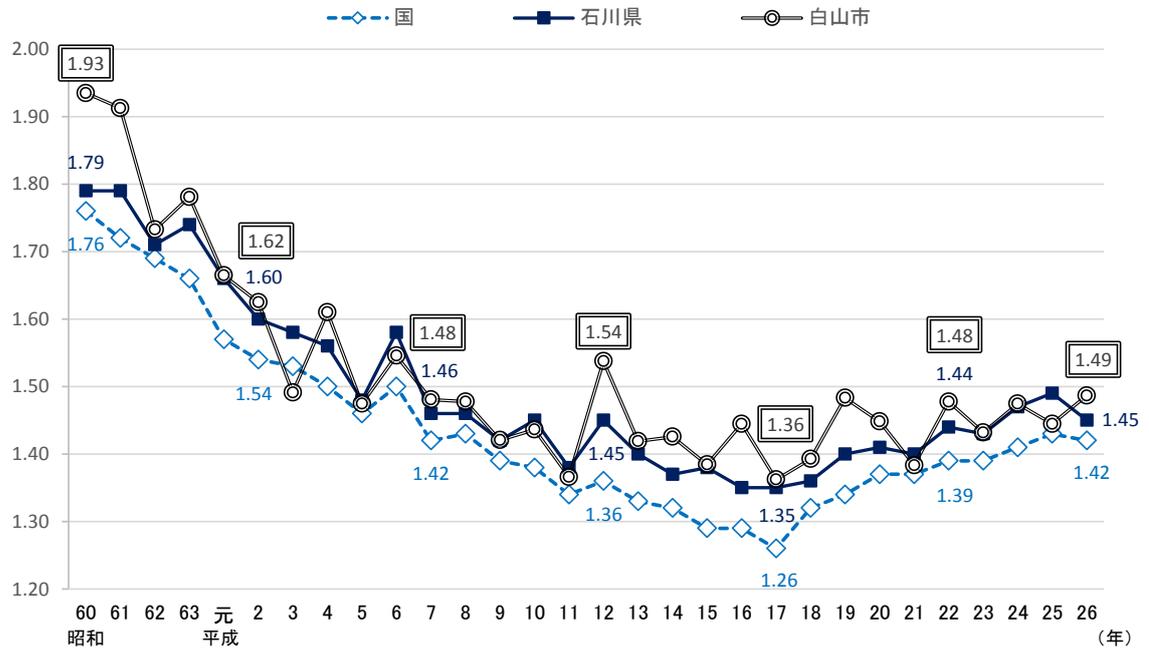
少子高齢化を伴う人口減少は、社会保障費等の増大や労働力人口の減少、消費市場の縮小など、社会経済を衰退させる深刻な課題となっています。

【図表1】 国の人口の推移



資料：昭和45年～平成27年 総務省統計局「国勢調査」
 平成32年～平成52年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

【図表2】（比較）合計特殊出生率の推移

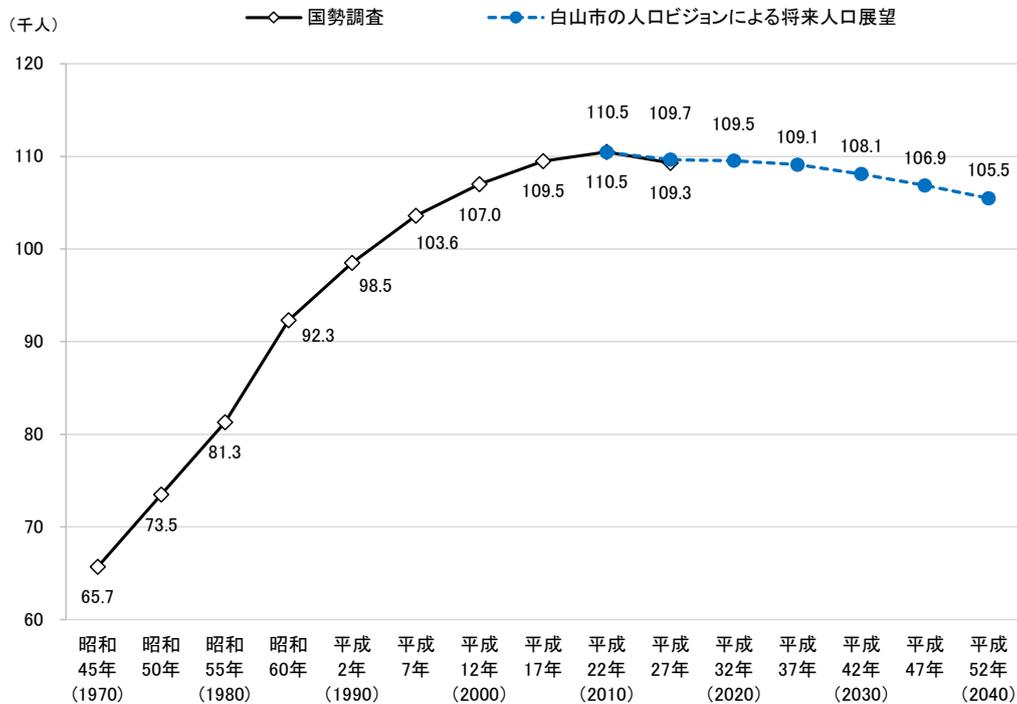


※白山市の平成16年以前は旧市町村の合算

資料：【国・石川県】厚生労働省「人口動態調査」

【白山市】石川県「石川県の人口動態統計」、石川県「衛生統計年報」

【図表3】白山市の人口

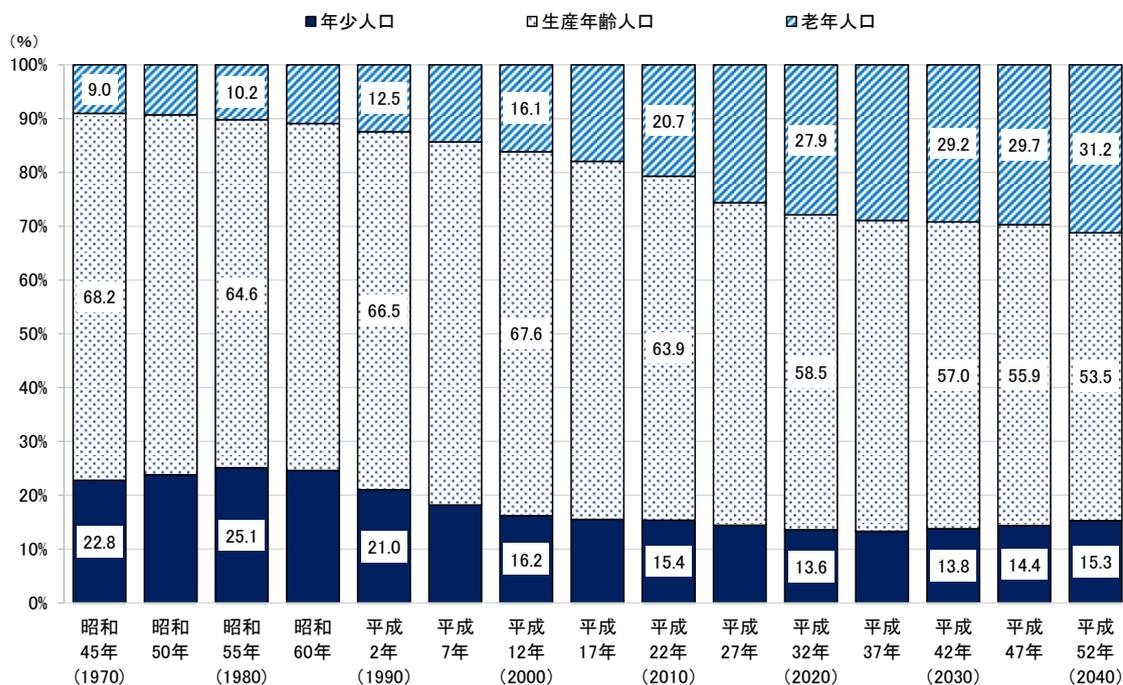


※平成12年以前は旧市町村の合算

資料：昭和45年～平成27年 総務省統計局「国勢調査」

平成22年～平成52年 白山市企画振興部地域創生対策室「白山市人口ビジョン」

【図表4】 白山市の人口年齢3区分別構成比



※平成12年以前は旧市町村の合算

資料：昭和45年～平成27年 総務省統計局「国勢調査」

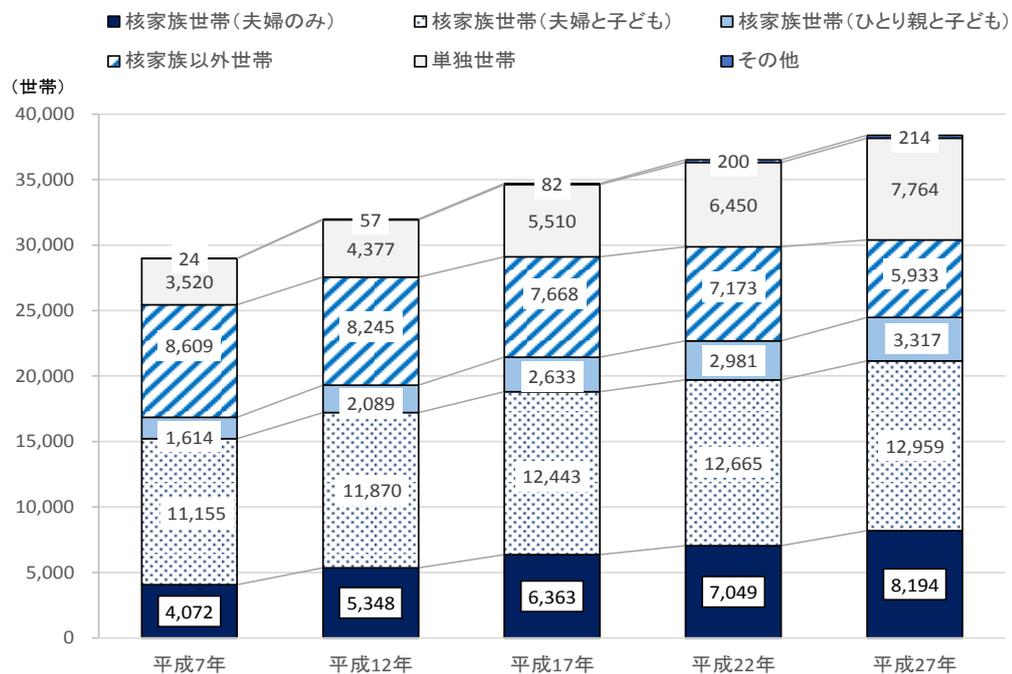
平成32年～平成52年 白山市企画振興部地域創生対策室「白山市人口ビジョン」

2 世帯構造の変化

白山市の世帯の家族類型の推移（図表5）をみると、核家族世帯の増加、多世代同居などの核家族以外世帯が減少する中、晩婚化・未婚化の影響や高齢者人口の増加による単独世帯の増加が顕著です。

また、経済的に不安定とされる母子・父子世帯などのひとり親世帯の推移（図表7）は増加傾向であり、支援策の充実が必要です。

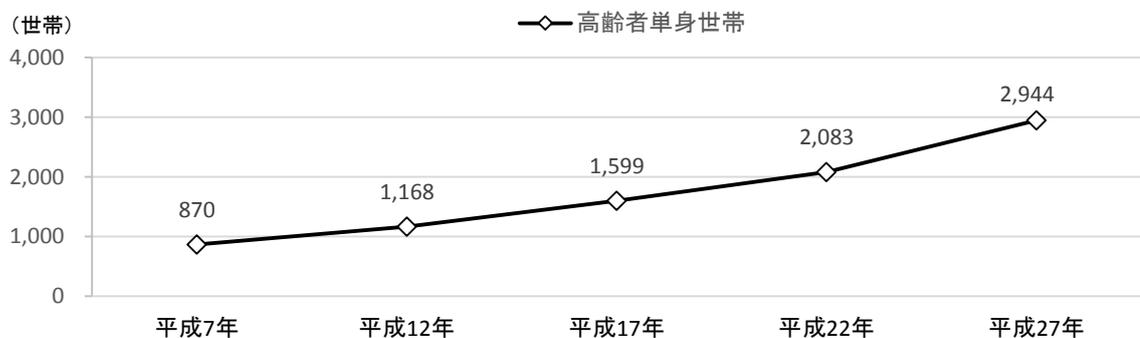
【図表5】白山市の世帯の家族類型の推移



※平成12年以前は旧市町村の合算

資料：総務省統計局「国勢調査」

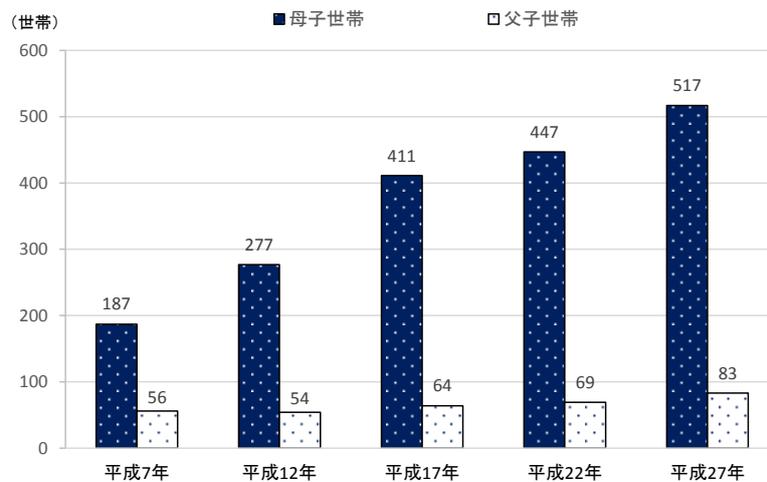
【図表6】白山市の高齢者単身世帯の推移



※平成12年以前は旧市町村の合算

資料：総務省統計局「国勢調査」

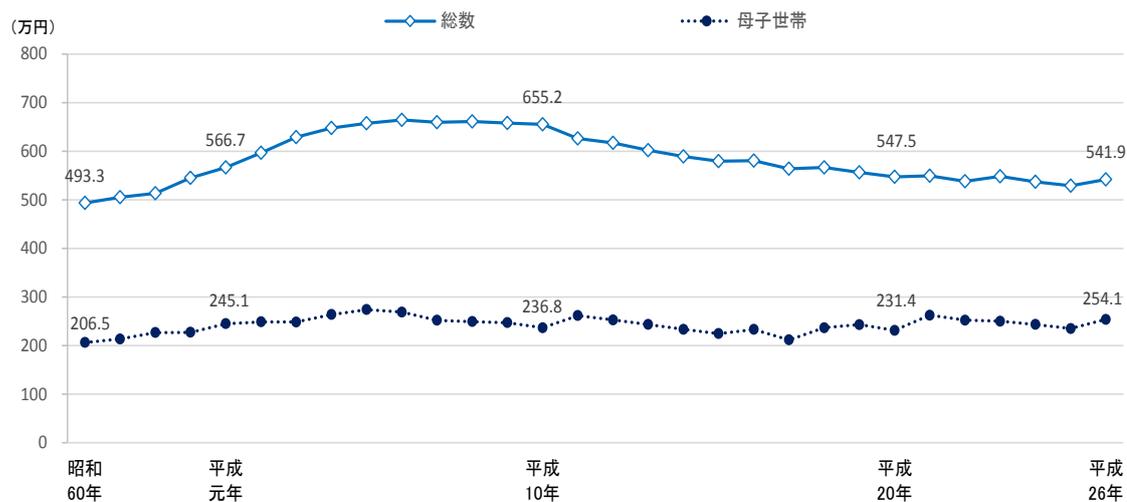
【図表7】 白山市の母子世帯・父子世帯の推移



※平成12年以前は旧市町村の合算

資料：総務省統計局「国勢調査」

【図表8】 国の1世帯当たり平均所得の推移



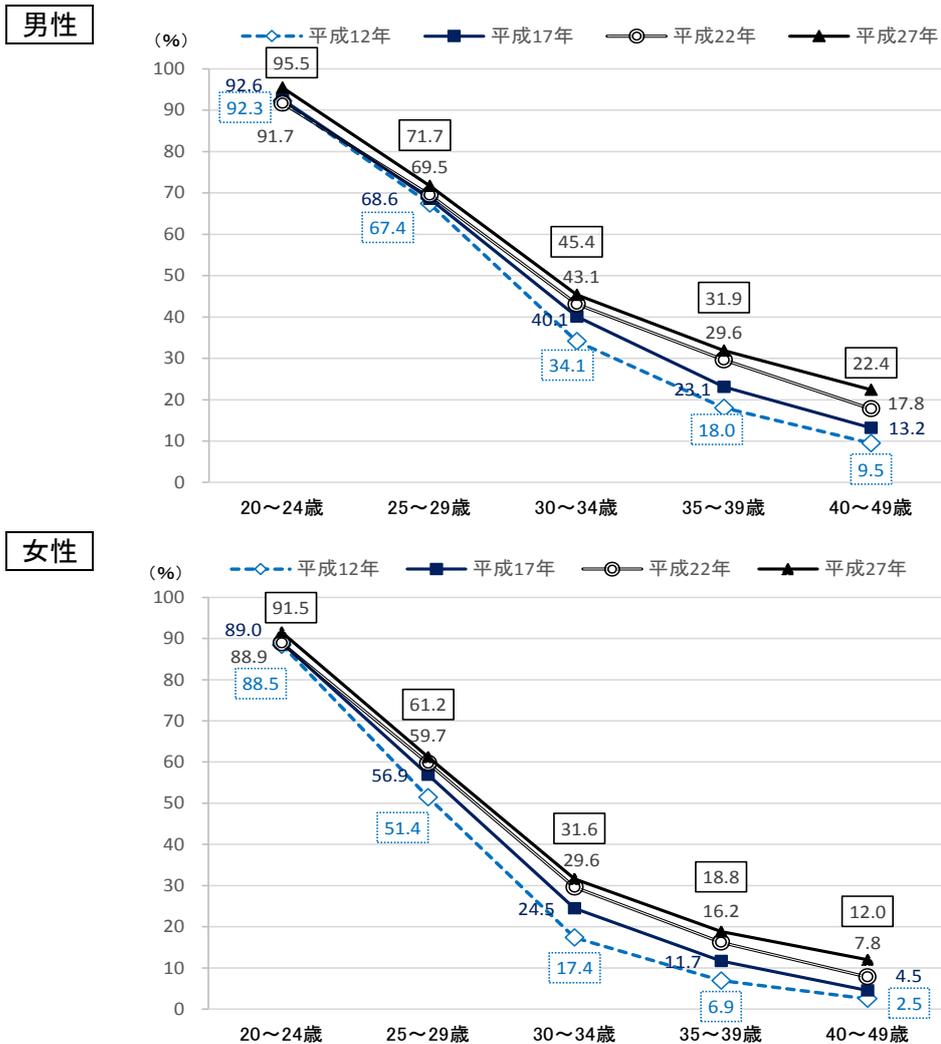
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

【図表9】国の平均初婚年齢の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

【図表10】白山市の未婚率の推移



※平成12年は旧市町村の合算

資料：総務省統計局「国勢調査」

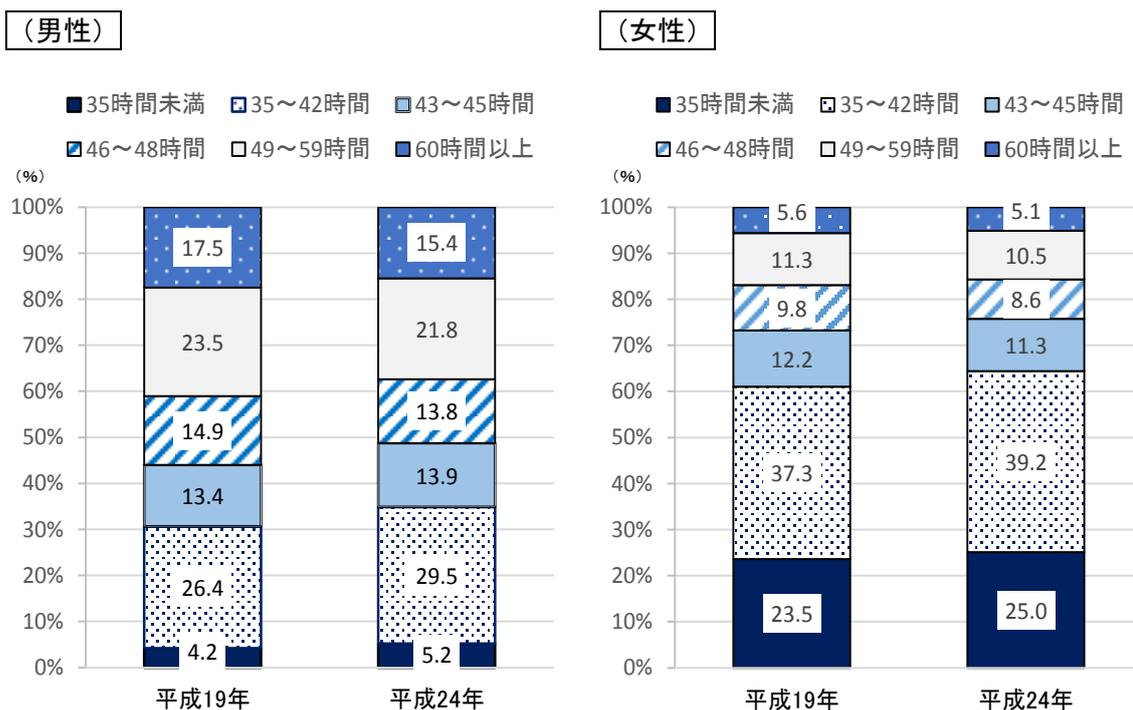
3 仕事と生活の調和

男女ともに週間就業時間 60 時間以上の就業者の割合（図表 11）は改善されていますが、子育て期にある 30 歳代及び 40 歳代の男性の割合（図表 12）は高くなっています。

また、男性の育児休業取得率（図表 13）は、上昇傾向にあるものの、女性（民間企業 86.6%、国家公務員 98.7%、地方公務員 93.2%（いずれも平成 26 年））と比較すると、依然として低水準にあり、男女間で大きな差があります。

長時間労働などを前提とした働き方では仕事と家庭生活の両立は困難であり、仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」という。）の実現への課題となっています。

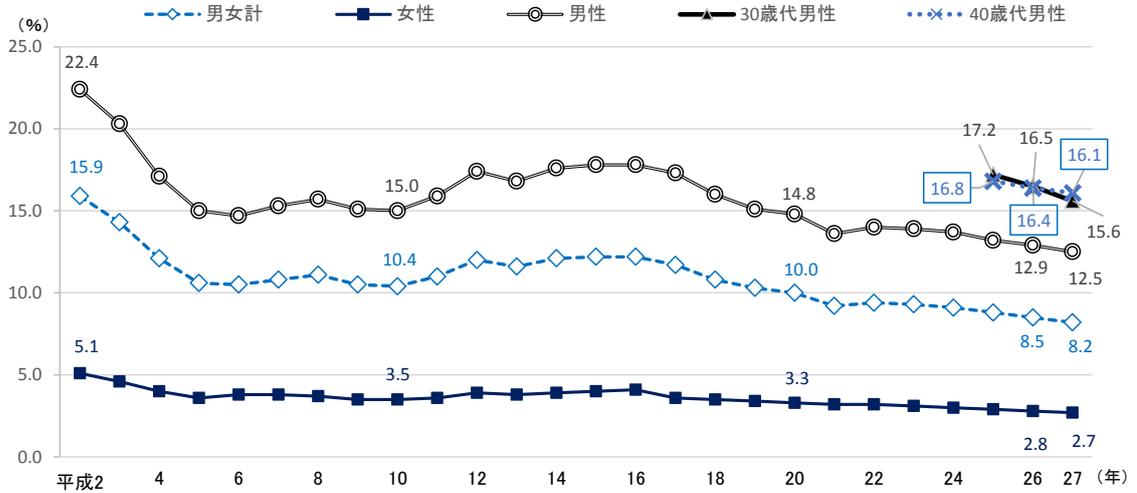
【図表 11】 国の年間就業日数 200 日以上就業者の週間就業時間割合



※会社などの役員を除く

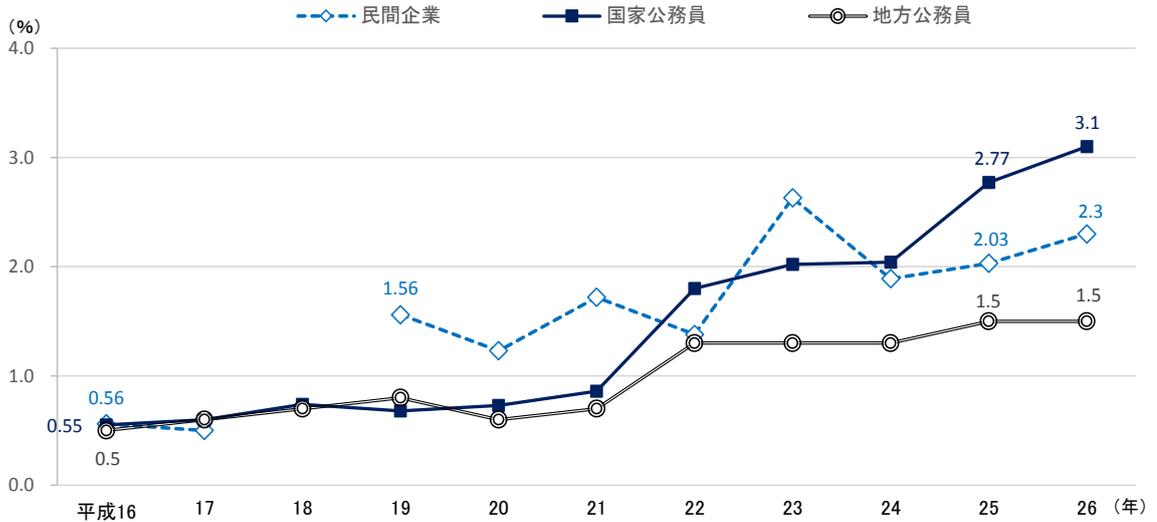
資料：総務省統計局「就業構造基本調査」

【図表 12】 国の週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合の推移



資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

【図表 13】 国の男性育児休業取得率の推移



資料：【民間企業】 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成16年、平成17年）
厚生労働省「雇用均等基本調査」（平成19年以降）

【国家公務員】 総務省・人事院「女性国家公務員の採用・東洋の拡大状況等のフォローアップの実施結果」（～平成22年）、「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」（平成23年～25年）

内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」（平成26年）

【地方公務員】 総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」

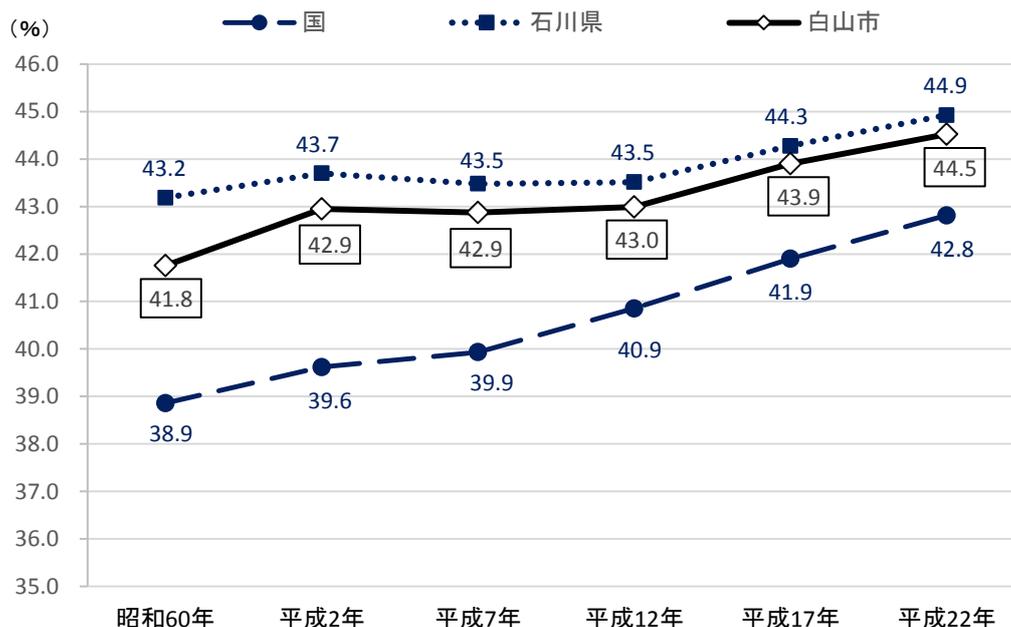
4 女性の就業の状況

女性就業者の割合（図表 14）は、国や石川県と同様に、白山市も増加傾向です。

平成 22 年における白山市の女性の年齢別労働力率を比較（図表 15）すると、結婚や出産期に当たる年代である 30 歳から 39 歳程度までの労働力率の落ち込み（M字カーブ）を示していますが、国や石川県との比較では、その底は浅くなっています。また、白山市の経年の比較（図表 16）をみると、M字カーブを示す谷の部分が緩やかになっており、徐々にM字カーブが改善されています。

しかしながら、非正規雇用者の割合（図表 17）は男女ともに増加傾向であり、その割合は女性の方が高くなっています。非正規雇用は、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しいなどの問題が指摘されており、貧困等の生活上の困難に直面する人の増加が懸念されます。

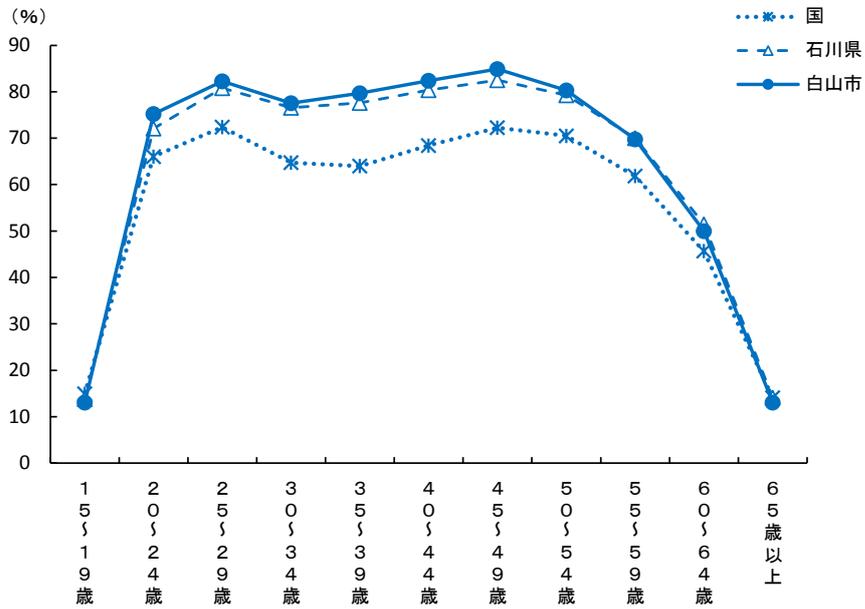
【図表 14】（比較）女性就業者の割合



※白山市の平成 12 年以前は旧市町村の合算

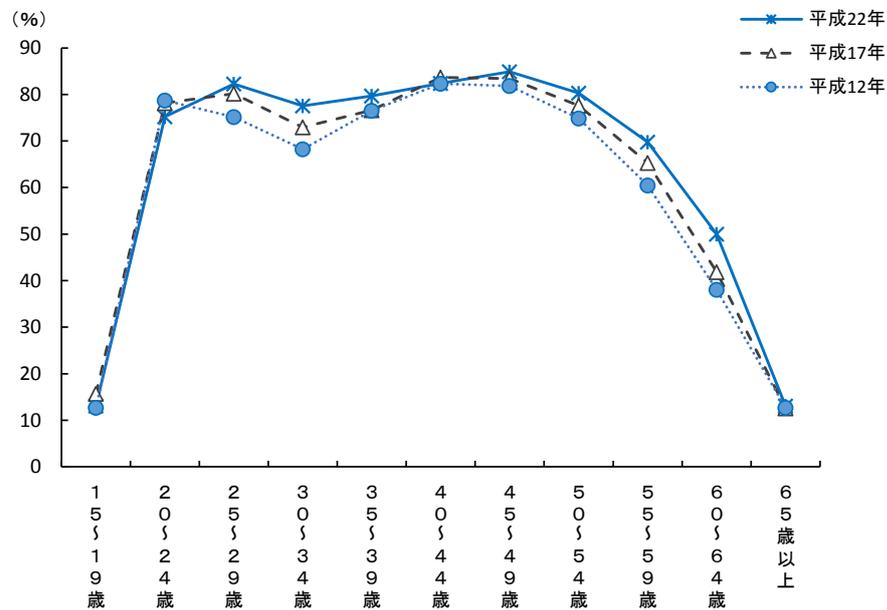
資料：総務省統計局「国勢調査」

【図表 15】（比較）女性の年齢別労働力率



資料：総務省統計局「国勢調査（平成22年）」

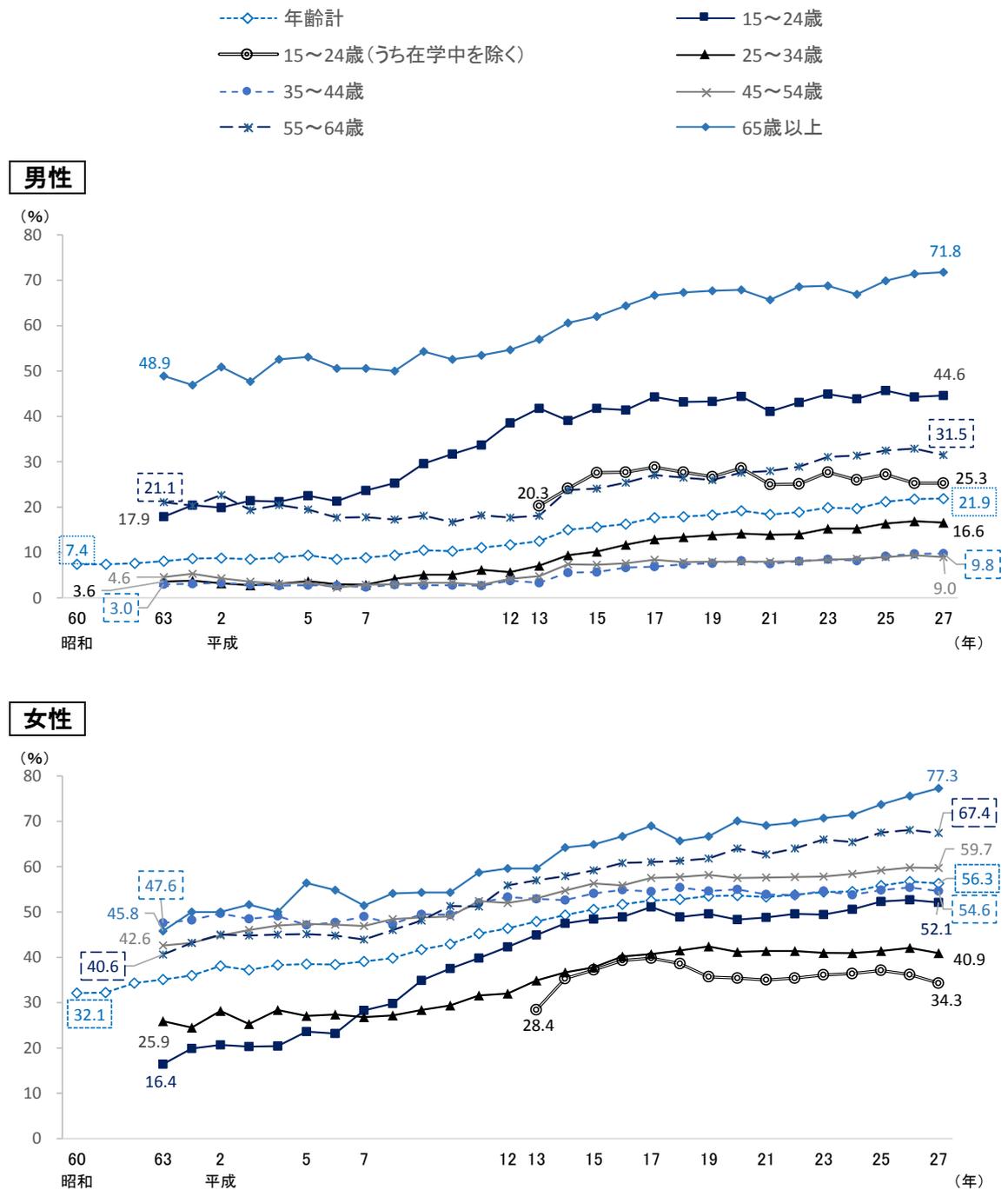
【図表 16】白山市の女性の年齢別労働力率の推移



※平成12年は旧市町村の合算

資料：総務省統計局「国勢調査」

【図表 17】 国の年齢階級別非正規雇用者の割合の推移

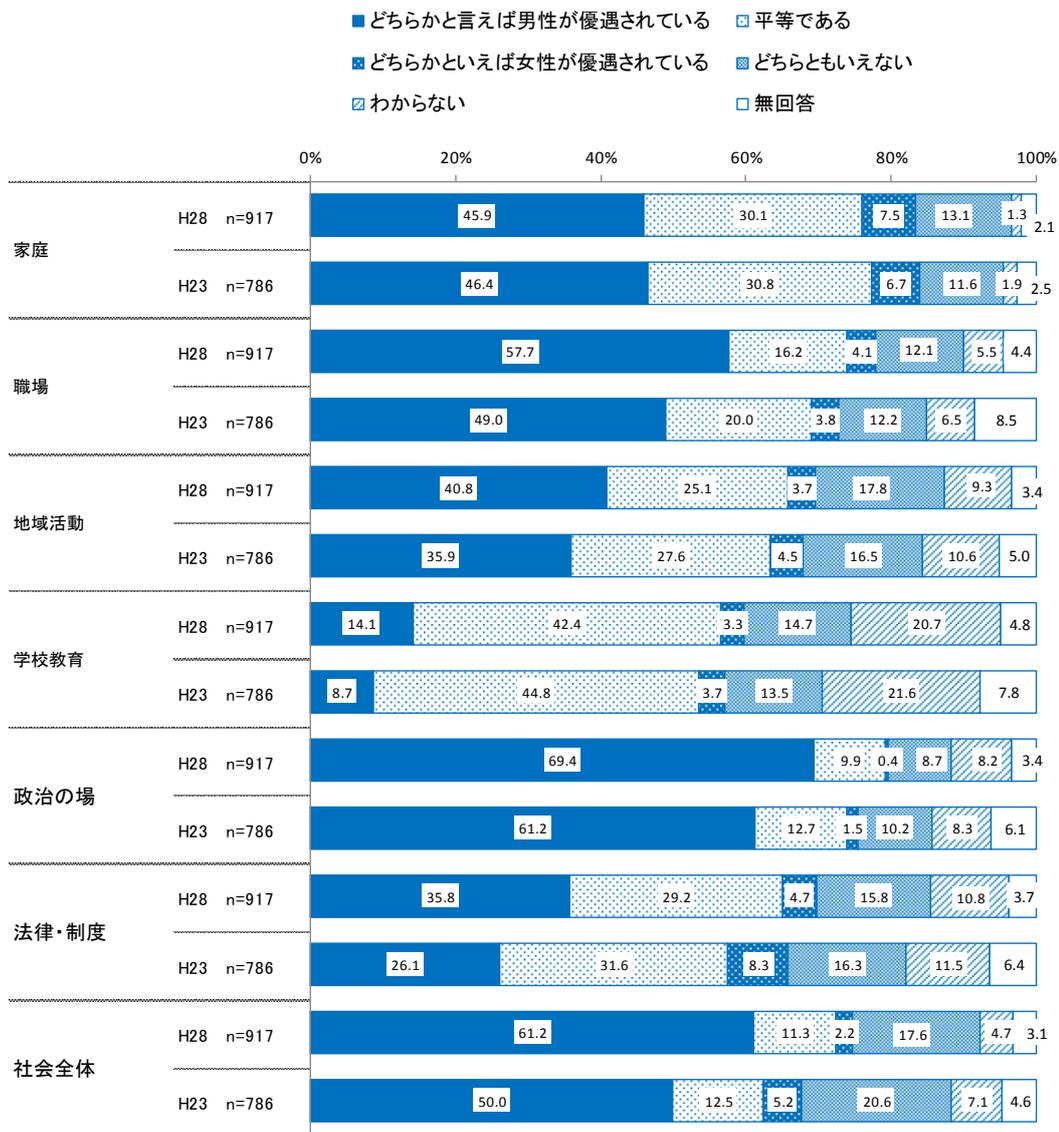


資料：昭和60年～平成13年 総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）
平成14年～ 総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）

5 依然として残る固定的性別役割分担意識

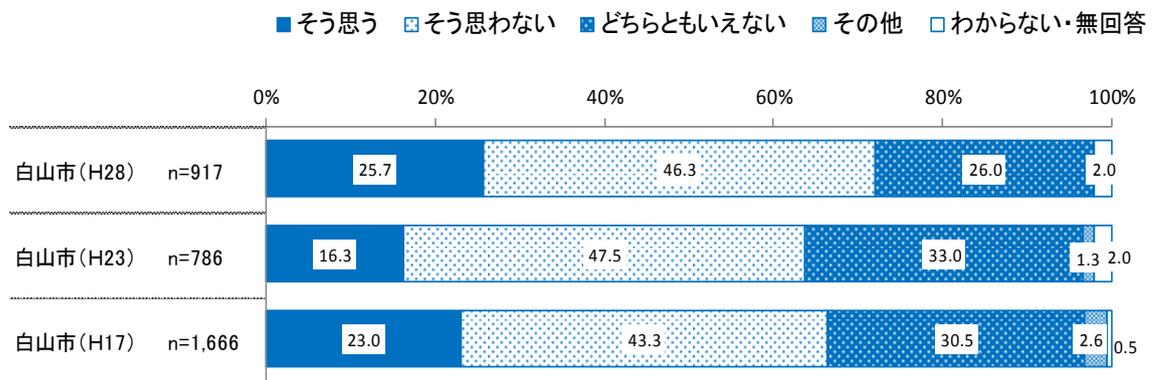
働く女性が増え、ライフスタイルや世帯構造が変化するなど、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、様々な分野における男女の地位については、「男性が優遇されている」と感じる方が多いことが分かります。(図表 18)。その大きな要因としては、依然として残る「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識、男女の能力・適性に関する偏見や様々な社会制度・慣行があります。白山市が平成 28 年に行った調査では、性別による固定的な役割分担意識が改善されていないため、より一層の男女共同参画社会に対する理解の促進が重要です。

【図表 18】現在の日本の社会における男女の地位について



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 19】「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：男女共同参画に関する市民意識調査